

「点字携帯電話」——古橋徳人さんから 中大生と日大生合同で

学生のための発明・知的財産マインド養成コンテストである「パテントコンテスト」で、中央大学法学部生と

日本大学藝術学部デザイン学科生の合同チームが考案した「点字携帯電話」が特許出願支援対象に選ばれた。

法学部知的財産法務ゼミ(峯唯夫非常勤講師)の古橋徳人さん(今春卒業)ら

法学部生の「知識」とデザイナーの「センス」がコラボレートした発明である。あなたはどんなケータイをイメージしますか？

ある昼下りの京王線——。

古橋は座席につくと、ケータイをとりだした。周りのあちこちでメール交信中。いつもの車内風景だ。

そのとき……白杖をついた目の不自由な人が乗ってきて席に座った。

本を読むわけでもなく、中吊り広告を眺めるでもない、いわんやケータイを操作することなど。これだけケータイが普及したのに、障害が理由でその恩恵に与ることのできない人がいる。

古橋は思った。「目の不自由な人は、本当にケータイを使うことはできないのか？ 視覚障害者向けのケータイがあってもいいのではないか」

「まさに、ピンとききましたね。も

し実現すれば、視覚障害者のコミュニケーションの範囲が広がり、積極的社会的参加の一助となるかもしれない」と、古橋さんは情景まじりに語る。

音声読み上げ、改め：

「パテントコンテスト」の主催は、文部科学省、特許庁、日本弁理士会、社団法人発明協会、知的財産保護が叫ばれるなか、将来の科学技術立国日本を背負って立つ若者を養成しようという意欲のほどがうかがわれる。今年度の応募総数は114件。そのなかから大学部門では3件のみが特許出願支援対象発明として選考される難関コンテストだ。

学生記者 滝沢孝祐(総合政策学部3年)

たのが点字を使った携帯電話でした。調べてみると、数字やアルファベットは世界共通の点字で表されるんですよ。これなら、汎用性も確保できるかなと思いました」

聴覚障害者にとって、携帯メールの普及は爆発的なコミュニケーション革命をもたらしたといわれている。今では、メールを使用した110番通報システムも整備されたほどだ。

ほんとの話、近い将来、視覚障害者のコミュニケーション革命が起こるかもしれないアイデアなのである。卒業までに特許庁へ書類を整えて出願。特許取得までには、出願準備・出願・審査(場合によっては)拒絶理由通知に対する補正、意見書提出・権利取得という手順が一般的で、まだ時間はかかりそうだ。出願はデザイン面を考えた日大生を含め仲間10人の共同出願にしたという。

知的財産法務・峯ゼミの合同授業

このプランは法学部知的財産法務ゼミの一環で行われている、日本大学芸術学部との合同授業のなかから生まれた。ゼミを指導する峯唯夫先生は、商標法や意匠法を得意とする

特許出願支援対象発明に選ばれると、実際に特許登録を目指す。主催者が指導弁理士の手配をして出願・審査・登録までの一連の流れをサポート。費用も主催者負担、という力の入れようだ。

特許出願前のため、「点字携帯電話」の詳細はこれ以上紹介できないが、古橋さんにいろいろ聞いてみよう。はじめは「音声読み上げ式のケータイ」を考えたそうである。

「でも、よく考えると人に聞かれないメールもあるでしょう。ならばということ、イヤホンを使うことも考えましたが、外界の音が遮断されて、場所によっては危険を伴う可能性もある。で、次に考えつい



笑顔の古橋徳人さん

「師」の講義を履修する学生たちとの共同商品開発のコミュニケーションを通して、相互に足りない視点を補い合う。そうはいっても、知識・経験はおろか専門分野も違う、いわば異

文化交流である。「そうですね、働かせる脳からして僕たちとは正反対でしたから(笑)。でも、彼らを通して物の見方が、以前の自分とは比較にならないくらい広がりましたね」

「法律を学ぶ学生に足りない「発想の柔軟さ・デザインへの理解」。デザイナーを指す学生に足りない「法律の理解、知的財産の権利・保護意識」。中大生が書いた企画書を目撃していき、互いに補いあい、学びあうなかで知的財産法務を学ぶ。まさに実践的なゼミナールだ。」

現役弁理士。ゼミは1学年約20人。知的財産が脚光を浴びる機会も多いためか、ゼミ選考では例年倍率は3倍という人気ゼミだ。古橋さんは、本棚から冊子をヒョイツと取り出して説明する。「例えばある企業が企業紹介のよ

知的財産問題です」前期ゼミでは主に商標法を、後期は先のような発注・受注の関係にある、企業とデザイナー間に生じうる知財問題を、具体的事例を交えて検討する。それぞれの事例について、企業(依頼主)、デザイナー(受注者)、法律家(専門家)の観点から検討を加えていく。どのような形をとれば、企業やデザイナー双方にとって有益なM&Dの契約関係を築くことができるのか、事例研究やディスカッションを通して学ぶのだ。

「この頃の快挙は、そのみごとにコラボレーションの結実である。古橋さんが最初に書いた企画書は、機能を入れ込みすぎて、敬遠されたらしい。」

「実は中大は第一志望ではなかったのですが、入学してからも不満や後悔を抱えて法律の勉強にも馴染めませんでした。2年生の後期になって、ゼミの選択をしなければならず、本当に困りました。そんな時期に、阪神タイガースの優勝。『阪神優勝』という商標が何者かによって登録さ

れていて、当の阪神球団が使用できないという事態が報道された。覚えていますか？」

「阪神優勝」の商標を、阪神タイガースとは関係のない千葉県の男性が、02年2月に商標登録して、ロコ入りTシャツなどを販売していた。これに対してプロ野球・阪神球団は、「公認グッズと誤認される恐れがある」として、「阪神優勝」の商標登録無効を求め審判を請求し、特許庁は球団の請求を認めて商標無効の審決を出した事件だ。

「直感的に面白いなあ〜って感じなんです。こんな場面にも法律関係があるんだって。そして、それを逆手にとつてズル賢く権利で儲けようとする人もいるんだと(笑)。そのとき、ゼミ選択に光が差しました。『知的財産法務ゼミ(商標法・不正競争防止法)』。これだったら頑張れるかも知れない! そんな単純な理由だったんです」

経験ひっさげ広告業界へ

古橋さんはこの4月、大手広告代理店に入社した。「このプロジェクトをやったことが、職業選択のキツ

カケになりました。専門分野の違う人たちと共通意識をもち、相互が理解し合える話法・コミュニケーションを構築する。その総和を以つて、消費者のニーズや企業が抱えている

どんな授業が行われているのだろう。中大法学部生と日大芸術学部生の合同授業をのぞいてみた。1月30日、法学部棟6602教室に、中大生約30人、日大からは約20人。古橋さんより1年後輩、ともに3年の学生たちだ。この日は、昨年中大生が提案した企画について、日大側がデザインをプレゼンする段取り。それに先だつて、日大生のデザイナーへの対価として、中大生が「デザイナーが損をしない契約について」という観点から、知的財産に関する法律知識をプレゼンした。

『居酒屋のびとん』はOK?

パワーポイントを駆使して、商標法、不正競争防止法、意匠法などについての法律ガイド。興味深いのである。

る問題を取り組むべき課題とし、突破していく、それが楽しくて。そんなことができる仕事をしたいと思っただけです。そこで、クライアントのコミュニケーション課題をクリエー

「例えば、おしゃれな『カフェ LOUIS VUITTON』と、『居酒屋のびとん』という2軒のお店があったとします。みなさん知つての通り『LOUIS VUITTON』は有名なブランドですね。この場合に、不正競争防止法違反として提訴されるのは、どちらのケースでしょう」

「この場合、おしゃれな『カフェ LOUIS VUITTON』は、有名ブランドである『LOUIS VUITTON』の系列店として誤認される可能性があるりますね。それに対して『居酒屋のびとん』は、一般人の常識で見てもまずありえない。つまり、商標を侵害したと提訴する場合には、誤認や混同する可能性が要件として大切だ

ということがわかると思います。ただ、不正競争防止法では『LOUIS

ターさんと一緒に解決していく広告業界に決めたんです」

夢を語りつつ、こう振り返った。「いまの自分に出会えたのは、中大に來たから。中大に來てよかった」

コラボレーション授業って何?

『LOUIS VUITTON』のように極めて有名な商標は、混同のおそれなくとも保護される、他人が使用してはいけないことになっています。」

身近な例をひいた、商標法や不正競争防止法に関する巧みなプレゼンである。

意匠権について。「権利侵害が起こつた場合は、差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求、信用回復措置の請求、この4つの方法で提訴することが出来ます」というゼミ生の発表に対して、「じゃあ、どういう場合に、どのような請求をするのかな」と、峯先生からの質問が飛ぶ。

実務プロの助言と解説

ゼミ生が答えられずにむずむずしている、峯先生が助け舟を出す。



日大生のプレゼンはデザインを映し出して

「例えばA社が、製品Cを10万円分製造できる能力を持っていたとします。そのときに、B社が製品Cを模倣して100万円儲けたとする。この場合は、A社はB社に対して100万円の損害賠償請求が可能かな?」「そう、できないよね。なぜなら、A社は10万円分しか儲ける能力を持っていないから。こういう場合には、10万円分を損害賠償請求で、残りの90万円分を不当利得返還請求

で提訴します。また、損害賠償には3年の時効が存在するけれど、時効後は全額を不当利得返還請求することも可能ですね」

峯先生は高田馬場に「峯特許事務所」を構える弁理士、日大の馬場了先生はデザイナーで「株式会社クルー」の社長。現場経験を生かした説明と助言は分かりやすく、一同納得の説得力だ。

休憩を挟んで日大生のプレゼンが

始まると、中大生の列から歓声が上がった。マックを使い製作した三次元の鮮やかなデザイン案のいろいろ。パワーポイントを使うのが精一杯の中大勢、「こりゃ負けた」という表情に対して、日大生はどうだと言わんばかりの笑みだった。

頭をほぐす

刺激的な交流

合同授業についての、双方の受けとめ方はどうだろう。

「ふだんデザインをする際は、この授業で行う一連のプロセス(企画・提案・採用・実行)は頭のなかで考えるだけ。実際にクライアント(中大生)との関係でデザインを行うとなると、ふだんは見えない、気にしていない部分の発見がありました。まずは、デザインを相手に受け入れてもらう必要がありますから。また、日大の授業では法律関係を学ぶことがまずないので、著作権や意匠権の違いなど勉強になることも多いですよ」(日大芸術学部3年、藤井貴之さん)

「日大生に意匠法に関するプレゼンをしました。一番気をつけたのは難しい法律用語を、どのように法律を知らない相手に伝えるのかということ。自分たちは当たり前だと思っている概念、例えば債権と債務はセットで存在するというなどを、きちんと説明するように心がけました。とても刺激的で勉強になりますね」(中大法学部法律学科3年、田中俊行さん)

日大・馬場先生にも聞いた。「互いの専門性を、触れ合っていく中で理解していく。機会は少ないがとて

も重要なことですよ。企業は現在、デザイン部門を分社化する傾向にありますから、デザイナーが企業の法務部門と直接交渉することも多くなってきた。お互いに理解し、真摯に学びあうことが求められる時代であることは確かですからね。中大の学生は、法律の思考からデザインを検討していけば、より柔軟な頭になるのでは」

峯先生はこう語る。「今までの学生は、デザイナー志望ならデザイナーばかりで固まっていた。ましてや法律を学ぶ学生がデザイナーの思考に触れるなんて(笑)。でも、このような協同プロセスを経験することで、即効性があるかはわかりませんが、将来仕事をする際にはきつと役に立つと思いますよ。デザイナー志望の皆さんも、知的財産に無関心ではいられません。将来が有望な日藝の皆さんに、知的財産について関心を持ってもらえば、徐々にデザイナーの権利も、より守られていくと思います」

合同授業は本年度で4年目を迎える。授業の中身も年々濃いものになっていく、と聞いた。